

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 22 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3 件
国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600187 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600063 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 61 年 3 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 5 月 8 日に B 社に入社し、昭和 58 年 1 月 1 日付けで同社グループ企業の A 社に転籍の後、昭和 61 年 4 月 1 日付けで辞令を受け、B 社に戻った。

その後も平成 24 年 3 月 31 日に退職するまで、B 社において継続して勤務したにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した辞令、A 社が提出した請求者に係る労働者名簿、退職金支払いについての稟議書及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務（昭和 61 年 4 月 1 日に A 社から B 社に転属）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 61 年 2 月の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、A 社が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において転勤年月日を昭和 61 年 3 月 31 日とし、資格喪失年月日が昭和 61 年 3 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600197号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600025号

第1 結論

昭和41年6月から昭和50年3月までの請求期間及び同年10月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年6月から昭和50年3月まで
② 昭和50年10月から昭和51年3月まで

請求期間の国民年金保険料は、A県B町(現在は、C市)在住中は、母が自宅に集金に来ていた近所の女性に納付し、D県へ転居後は、妻がE市役所から送付されていた納付書によって郵便局で納付していた。

請求期間が国民年金の未納期間となっているため、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親又は妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、国民年金保険料の具体的な納付状況が不明であるとともに、請求者の母親及び妻は、既に死亡しているため、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月に払い出されていることが確認でき、それ以前に請求者に別の記号番号の払い出しが確認できないことから、同年同月時点において、請求期間①のうち、昭和41年9月以前の国民年金保険料は時効のため納付することができない上、昭和43年3月以前の国民年金保険料については、過年度となり、制度上、市町村の職員等の集金はできない。

また、請求者の妻も、全期間の国民年金保険料を納付していた訳ではなく、請求期間に未納及び申請免除が認められる。

さらに、C市及びE市に照会を行ったが、両市は請求期間当時の資料の保管がなく、請求者の請求期間に係る納付の確認はできない旨回答及び陳述している。

加えて、請求者並びに請求者の母親及び妻が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600190号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600064号

第1 結論

昭和39年4月から昭和56年5月までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成6年5月から平成16年7月までの期間について、請求者のB事業所(後の「C社」)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年4月から昭和56年5月まで
② 平成6年5月から平成16年7月まで

請求期間①について、D県E市にあったA事業所にF業務の担当として勤務し、当該期間の途中に何度か他社で働くこともあったが、A事業所に在籍していた。

請求期間②について、G県H市にあったB事業所に採用され、その協力会社でI県J市にあったK事業所に派遣され、L業務を担当していた。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が陳述するD県E市のA事業所は、国が保管する「健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿」に記載がなく適用事業所であったことが確認できない上、同事業所に係る請求者の雇用保険被保険者記録も確認できない。

また、A事業所における商業登記簿謄本は確認できず、請求者は、請求期間①における同事業所の事業主及び同僚の氏名を挙げているものの、同事業主及び同僚の所在が確認できないため、請求者の請求期間①に係る勤務実態等について聴取できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、平成4年9月7日から平成16年8月5日までの期間において、請求者のB事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、C社は既に解散しており、解散時の代表取締役は、請求者の請求期間②に係る貸金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料を保管していない旨回答しており、当時の事務担当者は、請求期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、B事業所は平成7年10月1日から平成25年4月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所とされているが、請求期間②のうち、平成6

年5月から平成7年10月1日までの期間については同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所に係るオンライン記録に請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500367 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 4 年 12 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 10 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで

請求期間①については、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額に超過勤務手当相当額が含まれておらず、実際の給与額より低額の標準報酬月額が記録されている。

請求期間②については、平成 5 年 9 月より標準報酬月額が変更されているが、本来は同年 10 月の定時決定により変更されるべきであり、同年同月から平成 6 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は 34 万円になるはずである。

実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映させてほしい。年金額に反映されなくても事実に即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である (厚生年金保険法の規定に基づく標準報酬月額を上回ることはない)。

請求期間①及び②の標準報酬月額については、請求者が所持する当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならない。

2 請求者は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額についても訂正を求めている。

厚生年金保険法第 22 条第 1 項第 2 号の規定によると、被保険者資格取得時の標準報酬月額は、「当該事業所で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額」とされ、それにより難しい場合には、同項第 3 号の規定により、「その地方

で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額」がその者の報酬月額として算定され、それによる標準報酬月額が決定されるのが原則であるところ、B社は、請求者よりも前に同種同業の従業員を採用していない旨回答している。

本件の場合、被保険者となる者が実際に支払われた報酬が無い時点で事業主からの届出により報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定することとなるところ、請求者が所持する平成4年12月分の給与明細書及びB社が保管する人事記録に記載された給与総額はいずれも19万3,500円と記載されており、当該額は、厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額（19万円）に見合う額であることから、請求期間①において、同社は請求者の資格取得時の報酬月額として、19万3,500円を社会保険事務所（当時）に届け出し、社会保険事務所は同額に見合う標準報酬月額（19万円）を決定したと考えられる。

保険者が、前記規定等により算定した報酬月額がその後において実際に支払われた賃金額と相違したとしても、被保険者資格取得時の固定的賃金を基に報酬月額を算定し、それにより請求者の標準報酬月額を決定したことは誤りとは言えず、被保険者資格の取得後に支払われた実際の賃金額をもって被保険者資格取得時の標準報酬月額を算定することはできない。

一方、請求期間①のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、及び請求期間②については、前述のとおり、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の訂正は認められないことから、平成5年9月の随時改定は妥当である。

また、厚生年金保険法第21条第3項によると、平成5年9月に随時改定を行った場合には、同年10月の定時決定をその年に限り適用しないとされていることから、記録訂正の対象とならない。